

業者選定に係るプロポーザル審査概要について

1 実施スケジュール

- ・募集期間 令和4年10月27日(木)から令和4年11月9日(水)
 - ・提案書受付期間 令和4年11月16日(水)から令和4年11月29日(火)
 - ・プロポーザル審査会 令和4年12月5日(月)
- ⇒ 3者から参加申出の提出がありいずれも資格要件満たしていると認められました。
うち1社が辞退され2者でのプロポーザル審査を行いました。

《参考》 本プロポーザル参加資格

- (1) プロポーザル方式により契約しようとする本業務における大山町での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 大山町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱(平成18年大山町告示第58号)による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 大山町暴力団排除条例(平成25年3月15日条例第14号)に定める暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団密接関係者と認められる者でないこと。

2 企画提案書に求める記載事項等について

企画提案書の作成にあたっては、これまで本検討委員会において検討した海の観光拠点の整備方針等を示して提案を求めました。これらを踏まえた企画提案書の内容を今後の検討の叩き台として、整備方針をより具体的な形にしていきます。

【海の観光拠点の整備方針】

- ・御来屋漁港だけで全てのアクティビティを展開するのではなく、木料海岸や名和川河口周辺から御来屋漁港までを面的に捉えて、町民が会員制アウトドアフィットネスやスポーツをすることができたり、観光客はそれらを体験アクティビティとして楽しめたりするような仕組みづくりを行うなかで、周辺の取り組みとリンクする観光拠点であること。
- ・御来屋で取り組みがあるアートなど地域の特徴を生かしながら、観光だけでなく住民の方々の生活や安全にも配慮し、藻場の再生やブルーカーボンの利用など子供たちの未来のために海の自然資源を守り生かして持続可能な社会につなげる観光拠点であること。
- ・長い海岸線を持つ大山町の海側エリアの情報拠点であり、海側で面的に行われる海側のアクティビティによる海側観光と山側観光を結びつけ、当町の家と山の距離が近いという特徴を生かした町全体の活性化につながる観光拠点であること。

3 プロポーザル審査結果及び提案内容

令和4年12月5日に海の拠点整備基本計画作成業務委託プロポーザル審査会の審査員7名によるプレゼンテーション及びヒアリング審査にて最優秀提案者を決定しました。

【最優秀提案者】 株式会社あおい総合設計

【提案内容】 資料2